

下呂市社会福祉協議会

地域主体型サロン事業

助成金

～地域に交流の場をつくりましょう！～

◆助成事業の目的

地域住民同士の交流や社会参加の機会を増やし、生きがいや仲間づくり、健康保持に資するとともに、地域住民の福祉活動への参加により地域福祉力の向上を図ることを目的に助成金を交付します。



◆助成金の対象となるサロン運営団体は？

- ・ 下呂市社協にサロン登録された団体

◆助成金の対象となるサロンの要件は？

以下の全てを満たし開催する地域住民が主体的に運営するサロンとします。

- ・ 開催回数は、原則として年6回以上とし、定期的で開催されることとします。
- ・ 開催1回あたり、概ね5名以上の参加が見込まれることとします。
- ・ 開催場所は、地域内の集会所や公民館、民家などなるべく参加者の身近な場所を選ぶこととします。
- ・ 活動内容は、軽体操、歌、ゲーム、会話、会食、趣味活動など参加者が自由な発想で決定します。
- ・ 茶菓代など参加者個人に係る経費は、参加費など自己財源で活動していることとします。

◆助成金の額は？

- ① 1団体・グループ当たり年間 50,000 円 以内とします。
- ② 当該年度6月以降に申請を行う場合、上限額を開催1回あたり 3,000 円とします。
- ③ ②の場合で、申請団体が開設初年度の場合、開催1回あたり 3,000 円以内及び、立ち上げ経費に要する備品購入費を上限 20,000 円まで申請いただけます。

※②、③の場合であっても合計上限額は 50,000 円 以内とします。

◆助成金の申請方法は？

- ・ 「助成金交付申請書」に所定の書類を添付し、提出してください。
- ・ 申請期限は特に設けておりませんが、事業開始前に申請ください。

◆助成金の交付はどのようにされるの？

- ・ 原則、事業完了後の交付となります。但し、必要があると認められた場合、助成金交付決定通知書がお手元に届いた時点から交付請求が可能となります。
- ・ 交付請求されるときは、「助成金交付請求書」に振込先通帳のコピーを添付し、提出してください。

◆助成事業が完了したら？

- ・ 事業実施翌年度4月30日までに「助成事業実績報告書」に所定の書類を添付し、提出してください。
- ・ 報告書には、活動の確認できる書類（写真等）と支出が確認できる書類（レシート等 ※コピー可）の添付も必要となります。

～助成の対象となる経費について、詳しくは裏面をご覧ください～

◆助成の対象となる主な経費とその助成限度額

項目	経費の内容等
謝金	講師、指導員等にかかる謝礼・交通費 ※1人当たりの助成額は、10,000円を限度とします。
消耗品費	事務用品、書籍、材料等各種消耗品の購入費
備品購入費	1品10,000円を超える物品の購入費 30,000円（申請が6月以降の新規団体の場合、20,000円）を限度とします。
印刷製本費	資料や案内チラシ・ポスター、記録写真などの印刷を業者やお店で行う際にかかる費用 ※自分で作成・印刷される場合の紙代やインク代等は消耗品となります。
燃料費	暖房器具などに必要な燃料 例：灯油など
通信運搬費	郵便物を送る際にかかる費用や宅配便など物を送る際にかかる費用 例：切手、ハガキなど
保険料	行事用保険、物品の損害保険などの掛金
手数料	振込手数料など
賃借料	集会所や公民館など会場の使用料（冷暖房費含む）、機材の使用料、車両借上げ料など

◆助成の対象と認められない経費は？

サロン運営に関連しないもの、または以下に該当する経費は認められません。

- ・ 団体等の構成員など関係者に係る報酬、賃金、謝金、研修参加費、旅費、飲食費等
- ・ 他団体等への補助金・助成金・負担金・協賛金・寄付金 等
- ・ 営利を目的とする事業に係わる一切の経費
- ・ 助成団体等の活動施設等の年間維持管理経費（賃借料・光熱水費 等）
- ・ 事業内容に照らして適切でない物品又は著しく高額な物品の購入費
- ・ 日常の活動に要する交通費 等

その他、ご不明な点は最寄りの社会福祉協議会までお気軽にご相談ください。

下呂市社会福祉協議会

小坂支所	小坂町大島 1807 健康ふれあいセンター	☎62-0038
萩原支所	萩原町萩原 875-2	☎52-3773
下呂支所	森 883-1 下呂福社会館	☎25-2082
金山支所	金山町大船渡 600-8 金山振興事務所3階	☎33-2495
馬瀬支所	馬瀬名丸 1041 つっじ苑	☎47-2225

